

# 井野病院 面会規定

## (目的)

第1条 この規定は医療法人社団汐咲会井野病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

## (面会時間)

第2条 入院患者に面会できる曜日は月曜日～土曜日、時間は14時～16時(最終受付時間15時30分)までとし、入院患者1名に対する面会時間は30分以内とする。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

## (面会場所)

第3条 入院患者の病室内(多床室ではベッドサイド)、デイルーム、面談室

## (面会人数)

第4条 入院患者1名につき1日1回同時に3名までとする。

## (面会条件)

第5条 面会者は家族(親族)または支援者(キーパーソン)  
12歳(中学生)以上の方  
発熱や風邪症状のない方

## (面会者の遵守事項)

第6条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。  
面会時は受付で面会票を記入後、面会者証を首からさげる。  
面会時は必ずマスク着用・手指消毒をおこなう。  
面会中の飲食は禁止とする。  
感染症で隔離中の患者は面会禁止とする。  
面会者は同室者の迷惑にならないよう配慮する。

## (面会の制限)

第7条 入院患者が感染症を発症、または、発症者と同室であった場合。  
入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。  
周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

## (周知方法)

第8条 本規定は以下の方法によって患者、家族等面会患者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院のホームページ

第9条 病院は、面会者が規定に違反又はそのおそれがあると認めた時は、直ちにその面会を中止させることができる。

令和8年5月1日  
医療法人社団汐咲会井野病院  
理事長 井野隆弘